

浜松市天竜材の家百年住居る事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浜松市で生産・加工された木材(以下「地域材」という。)の利用推進を図るため、地域材を一定量使用して住宅を建てた建築主に対し、その地域材の購入費用の一部を助成する一般社団法人浜松地域材利用促進協議会(以下、「協議会」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年3月31日浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助率等)

第2条 補助対象は、別表第1の条件を満たす住宅を建築する建築主とし、その地域材購入費用について協議会が補助する場合は、別表第2のとおり当該補助に要する経費を、市は補助する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 特定の政治、宗教を目的とする団体
- (2) その他公の秩序に反する団体

(交付の申請)

第3条 協議会は、補助金の交付を受けようとする場合、次に掲げる書類を市長が定める時期までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 資金状況調べ(様式第4号)
- (5) 市税納付・納入確認同意書(様式第5号)
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合に限る)
- (7) 暴力団排除に関する誓約書(様式第6号)

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、協議会に交付決定通知(様式第7号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第 5 条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とするものとする。

1 協議会は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助金の増減 (軽微な増減を除く。) をしようとする場合

(2) 補助事業の内容の変更 (軽微な変更を除く。) をしようとする場合

(3) 協議会で定める規約又は補助事業実施にかかる事務要領等を改正又は廃止しようとする場合

(4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 協議会は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 協議会は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

4 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

5 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

6 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(軽微な変更)

第 6 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める軽微な変更とは、事業量 (棟数) の増減又は事業費の 1 % 以内の増減をいう。

(変更の承認申請)

第 7 条 協議会は、第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の増減又は変更をしようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 変更承認申請書 (様式第 8 号)

(2) 変更事業計画書 (様式第 2 号)

(3) 変更収支予算書 (様式第 3 号)

(変更承認の通知)

第 8 条 市長は、前条の規定により申請があった場合には、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更承認通知書 (様式第 9 号) により通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 協議会は、事業完了後 15 日以内又は当年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書 (様式第 10 号)

(2) 事業実績書 (様式第 2 号)

(3) 収支決算書 (様式第 3 号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第 10 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を確認し適当と認めるときは補助金の交付を確定し、交付確定通知書 (様式第 11 号) により通知するものとする。

(請求の手続き)

第 11 条 協議会は、前条の規定による交付確定通知書を受領後、すみやかに補助金交付請求書 (様式第 12 号) を市長に提出しなければならない。

(概算払いの請求手続き)

第 12 条 協議会は、事業の円滑な運営を図るために補助金の概算払いを必要とするときは、次に掲げる書類を申請時に市長に提出するものとする。

(1) 概算払い請求書 (様式第 12 号)

(2) 資金状況調べ (様式第 4 号)

(交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 4 条の規定による交付決定を取消しすることができる。

(1) 法令、条例、規則又は本要綱に基づく市長の処分もしくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても

適用があるものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度から平成 32 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

別表第 1 (第 2 条関係)

補助条件	<p>(1) 浜松市内に新築又は増築する自ら居住するための地域材使用住宅又は地域材を使用した店舗・施設とし、別表第 3 のとおりとすること。</p> <p>(2) 住宅については、地域材を主要構造材 (土台・柱・梁・桁・大引き・母屋・束・筋違い・間柱・根太・垂木) 使用量の 8 0 % 以上使用し、内装材 (床・天井・内壁材) と合わせ、5 m³以上使用すること。店舗・施設については地域材を 5 m³以上使用すること。その算出方法は、別表第 4 のとおりとする。</p> <p>(3) 地域材の F S C 認証 () 材を地域材総使用量の 5 0 % 以上使用した場合、補助額を加算する。その算出方法は、別表第 4 のとおりとする。</p> <p>(4) 6 6 m²以上の居住面積又は業務を実施する場所の面積を有すること。ただし、増築の場合は、増築した部分の居住面積又は業務を実施する場所の面積が 6 6 m²以上を有すること。</p> <p>(5) 使用する地域材は、静岡県の定める「しずおか優良木材」と同等の品質基準を有していること。</p> <p>(6) 建築主は、建築現場を別表第 5 に定める P R の場として提供すること。</p> <p>(7) 建築主は、前年度の市税を完納していること。</p>
------	--

F S C 認証 (F S C / Forest Stewardship Council : 森林管理協議会)

- (1) 「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもの
- (2) 違法伐採や保護する価値の高い森林の伐採を防ぐ効果的な仕組み
- (3) それらの森林から生産された木材・木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度

別表第 2 (第 2 条関係)

補助率	<p>(1) 協議会が補助するのに要する経費の 1 0 分の 1 0 以内とし、主要構造材及び内装材と合わせた 地域材使用量 1 m³あたり 2 万円、1 棟につき 2 5 万円を限度とする。</p> <p>(2) 地域材の F S C 認証材を地域材総使用量 (m³) のうち、5 0 % 以上使用した場合、1 棟につき 1 0 万円を (1) に加算する。</p>
-----	--

別表第 3 (第 2 条関係)

新 築	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅又は店舗・施設を新たに建築することをいう。 ・既存の建物を一旦取り壊し、同じ場所に建築する「建替え」や、売買契約をした後、建築する「売建」は新築として扱うものとする。ただし、建築済みの建物を売買する「建売」は認めないこととする。
増 築	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の住宅又は店舗・施設に接する形で、新たに居住場所や業務実施場所を建築することをいう。 ・既存の建物を利用して、一部を建替える「改築」は認めないこととする。

別表第 4 (第 2 条関係)

主要構造材 における地域材 使用量の算出方法	$\frac{\text{地域材を使用した主要構造材使用量の实数 (m^3)}}{\text{主要構造材の総使用量 (m^3)}} \quad 0 . 8$
補助額の加算方法 (認証材加算の 算出方法)	$\frac{\text{地域材の F S C 認証材を使用した主要構造材使用量の实数 (m^3)}}{\text{主要構造材の総使用量 (m^3)}} \quad 0 . 5$

別表第5（第2条関係）

P Rの方法	<ul style="list-style-type: none">・見学会などの場として提供・「地域材利用住宅」等の表示をしたのぼり旗等の掲出・広報、チラシ等への掲出
--------	--